

令和4年8月12日

資料提供

担当課	総務課
電話	0737-22-3742 0737-22-3750

「市職員の新型コロナウイルス感染の公表」の取扱い等について

本市職員（会計年度任用職員含む）の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、報道発表及び市ホームページへの掲載を行ってきましたが、感染状況の変化や感染防止対策を講じた業務の実施により、市の業務に支障をきたす可能性が低いことから、今後の公表につきましては、以下のとおり変更いたします。

■公表の取扱い（変更後）

本市職員（会計年度任用職員含む）の新型コロナウイルス感染症の感染に伴い、以下のいずれかに該当する場合のみ報道発表及び市ホームページに掲載

- （1） 窓口や職場を閉鎖するなど、市民サービスに影響が生じる場合
- （2） 市の施設内でクラスターが発生した場合
- （3） その他、公表することが必要と認められる場合

■実施時期

令和4年8月15日（月曜日）から